

---

**循環型社会形成推進基本計画**  
**～循環経済を国家戦略に～**

---

# 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）



- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決。

## 主な課題・背景

## 主な政策的対応

## 実現される将来像

### 環境制約

気温上昇・種の絶滅が加速

- ・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能）
- ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策

- ・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制
- ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進）
- ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング

### 産業競争力強化・経済安全保障

バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き

世界資源需要増で資源獲得競争  
鉱物等資源の価格高騰と供給懸念

- ・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大
- ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導
- ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用
- ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化

- ・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現
- ・国内外一体の資源循環体制構築
- ・製品・サービスの競争力を向上
- ・我が国の国際的なプレゼンスを向上

### 地方創生・質の高い暮らし

地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要

- ・地域の特性を活かした資源循環システムの構築
- ・地方公共団体が連携協働を促進
- ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換

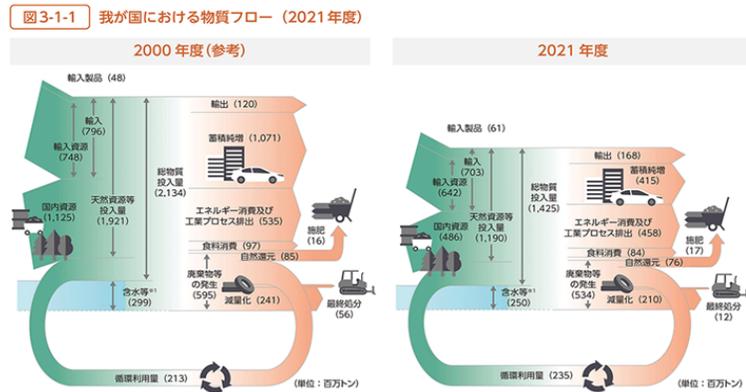
- ・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決
- ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり
- ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

# 第五次循環型社会形成推進基本計画について①

## 循環型社会形成推進基本計画（循環計画）

- 循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づき、**循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの**。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。

経済・社会面に着目した施策の展開



### 今回の計画（第五次計画）

- 循環経済への移行を前面に打ち出す
- 気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献

将来世代の未来につなげる**国家戦略**として策定

### 第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上

### 第二次計画(2008)

- ①低炭素社会、自然共生社会との統合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

### 第一次計画(2003)

循環利用率・資源生産性・最終処分量の数値目標を設定  
物質フロー※の考え方の導入

### 第三次計画(2013)

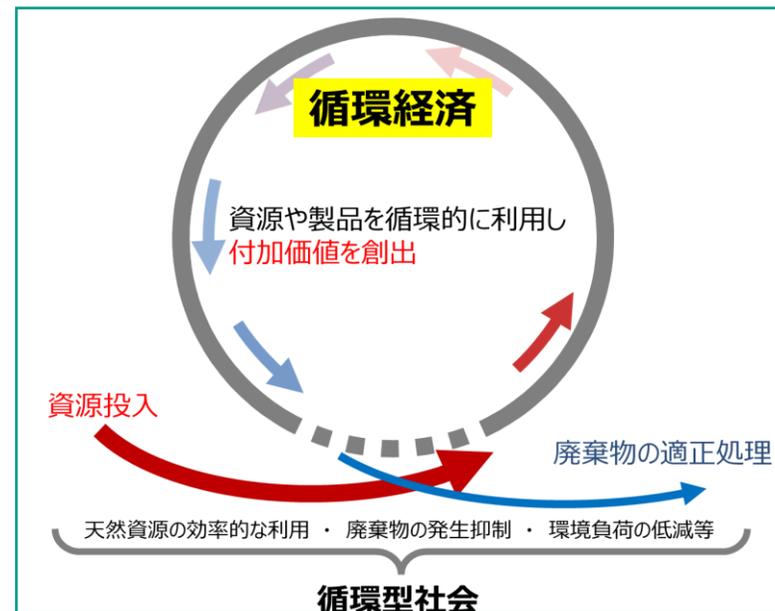
- ①リサイクルに加え、リデュース・リユースにも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

環境面に着目した施策の展開

# 第五次循環型社会形成推進基本計画について②

## 改定の背景およびポイント

- 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する**循環経済**（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵。
- 循環型社会形成のドライビングフォースとなる「**循環経済**」への移行は、**気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現**にも資するもの。
- また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」を実現し、地上資源基調の「**ウェルビーイング/高い生活の質**」を実現するための重要なツール。
- こうした認識の下、**今回の改定では、循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。**



循環型社会のドライビングフォースである循環経済

ネット・ゼロ・  
ネイチャーポジティブ

産業競争力強化

経済安全保障

地方創生・質の高い  
暮らし

# 第五次循環型社会形成推進基本計画について③



## 計画の構成

< 1 > 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）

< 2 > 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性

< 3 > 目指すべき循環型社会の将来像

< 4 > 各主体の連携と役割

< 5 > 国の取組

5つの柱  
(重点分野)  
ごとに提示

< 6 > 循環型社会形成のための指標及び数値目標

< 7 > 計画の効果的実施

循環型社会の全体像に関する指標  
及び取組の進展に関する指標を設定

## 5つの柱（重点分野）

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

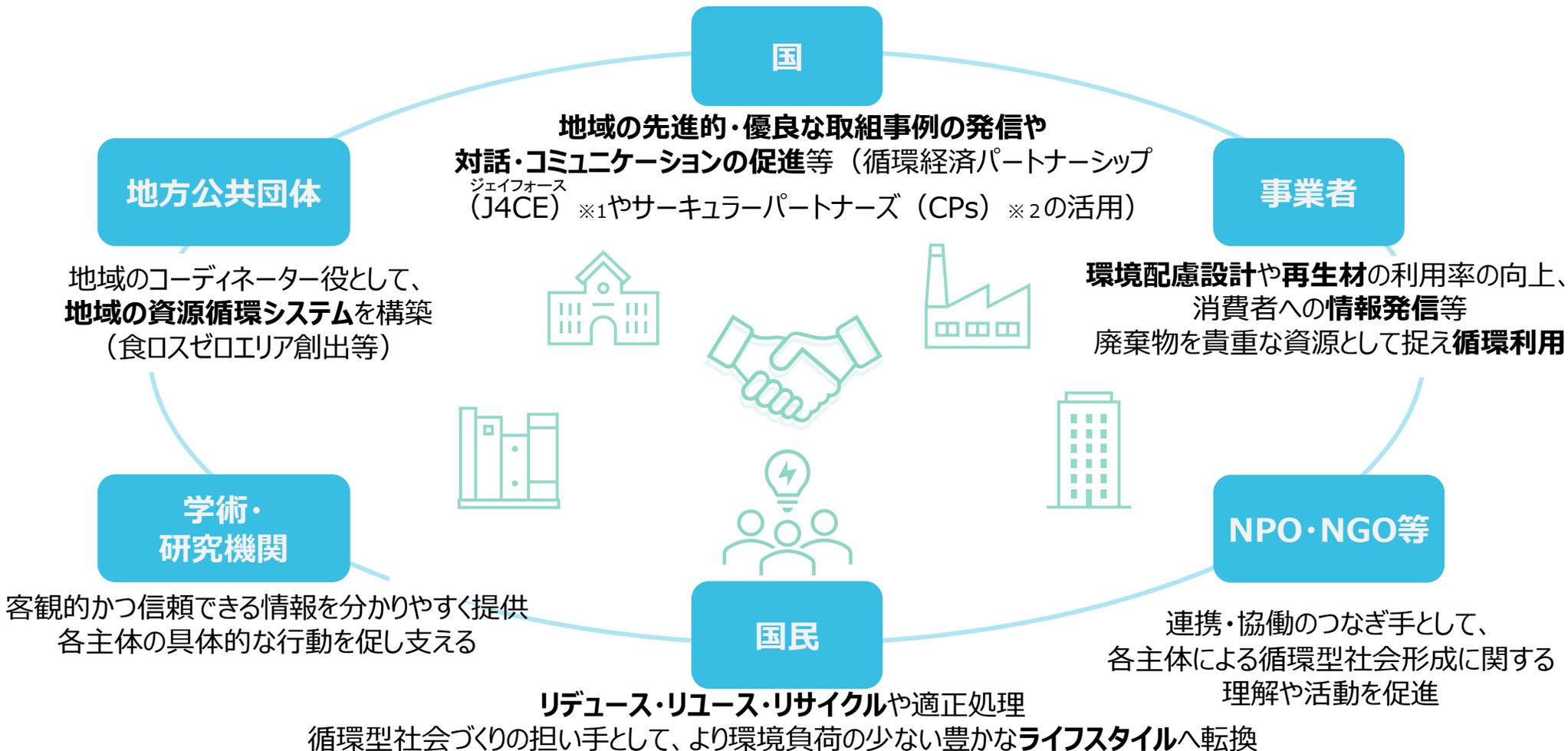
3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

# 各主体の連携と役割

- 循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、国民、NPO・NGO、事業者等の多様な主体が互いに連携・協働して取り組む必要がある



※1 : Japan Partnership for Circular Economy(循環経済パートナーシップ)。官民連携を強化することを目的に、2021年3月に環境省・経済産業省・日本経済団体連合会とともに立ち上げ。

※2: 国、自治体、大学、企業等の関係主体のライフサイクル全体における連携促進を目的に2023年3月に経済産業省・環境省が立ち上げ。

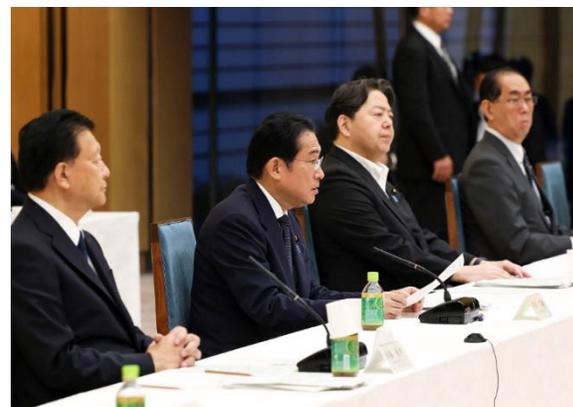
- 政府の成長戦略である、「**新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版**」（令和6年6月21日閣議決定）において、**循環経済への移行が成長戦略の一つとして位置づけられた。**

## 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（抜粋）

### （4）循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

循環経済の実現を国家戦略として位置付け、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現に貢献し、規制やテクノロジーを活用しながら取り組むことにより成長機会の獲得につなげ、地方活性化につながる地域循環モデルの構築等により地域と暮らしを豊かにするとともに、経済安全保障上、重要な資源を確保する観点から国際ルール形成等を通じ世界をリードする。このため、以下の取組を政府一体で推進し、**第五次循環型社会形成推進基本計画等にもつなげる。**

- ① 事業者間連携やイノベーション等による徹底的な資源循環
- ② 循環経済に関する国際ルール形成及びESG投資の促進
- ③ 経済安全保障を確保するための国内外の資源循環体制の確立
- ④ 資源循環市場の創出



新しい資本主義実現会議（令和6年6月21日）

- 循環経済の実現を国家戦略として着実に押し進めるべく、「**循環型社会形成推進基本計画**」における**取組等**に関連する取組を政府全体として、戦略的・統合的に行っていくために、第1回**循環経済に関する関係閣僚会議**を令和6年7月30日に開催。

## 岸田総理の発言の概要

**循環経済の実現は**、で環境面の課題をはじめ、地方創生や経済安全保障といった社会課題の解決と経済成長を両立させる、「新しい資本主義」を体現するものあり、**国家戦略として取り組むべき政策課題**です。「**循環型社会形成推進基本計画**」もふまえ、**取組を進めてまいります**。

まず、産業界や全国の自治体と連携して、**地域の先進モデル事業への支援を通じた令和の地産地消モデルの推進、中核人材の育成、食品ロス削減**などのプロジェクトを進めます。8月からは、車座を開始し、全国各地での対話の場を設け、若い世代を中心に、地域の意見を丁寧に聞きながら、循環経済に資する豊かな地域やくらしの実現を目指します。

**循環経済を支える制度面での対応も強化してまいります**。自動車メーカー等の製造業と廃棄物・リサイクル業の事業者間の連携促進や、再生材の供給・利用拡大や循環配慮設計の推進を図ります。**使用済太陽光のリサイクル促進のための制度面での対応も進めます**。**資源循環ネットワーク拠点の構築を支援**することで、循環経済による産業競争力の強化や経済安全保障の確保を図ってまいります。

G7広島サミット、循環経済及び資源効率性原則に基づき、**企業における循環経済に関する情報開示スキームの構築**など、国際ルール形成を主導し、国内外一体となった取組を加速していきます。

関係大臣が協力して、これらの取組を具体化した**政策パッケージ**を年内にとりまとめるようお願いいたします。

